

○備前市入札等指名委員会設置規程

平成17年3月22日

訓令第32号

改正 平成18年3月31日訓令第3号

平成19年3月30日訓令第3号

平成19年4月20日訓令第12号

平成19年5月28日訓令第14号

平成20年3月31日訓令第9号

平成20年4月28日訓令第14号

平成20年8月29日訓令第19号

平成20年11月17日訓令第21号

平成22年3月31日訓令第6号

平成25年10月1日訓令第4号

平成26年4月1日訓令第3号

平成27年4月1日訓令第5号

平成 年 月 日訓令第 号

平成30年3月30日訓令第5号

(設置)

第1条 市が発注する物品購入、借受け、修理等(以下「物品調達等」という。)並びに建設工事、測量及び建設コンサルタント業務(以下「建設工事等」という。)に係る条件付一般競争入札、指名競争入札及び随意契約について、適格業者を公正に判断し、もって契約の適正を期するため備前市入札等指名委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の所掌に係る1件130万円以上の物品調達等及び建設工事等(1件2,000万円未満の土木、建築、水道及び舗装工事を除く。)の指名競争入札に参加させようとする者又は随意契約の相手方とする者の適格性の判定並びに選定について調査し、審議し、決定すること。
- (2) 入札参加資格を有する者の指名停止等に係る適格性の認定及び指名停止期間の決定
- (3) 条件付一般競争入札の入札参加資格、公告内容等に関すること。
- (4) 条件付一般競争入札の入札参加資格の審査及び確認並びに入札不調後の取扱いに関すること。

- (5) 総合評価方式における落札者決定基準の設定並びに技術資料の評価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めること。

(指名停止基準)

第3条 前条第2号の指名停止基準は、市長が別に定める。

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 市長公室長
- (2) 総務部長
- (3) 市民生活部長
- (4) 保健福祉部長
- (5) 産業部長
- (6) 建設部長
- (7) 教育部長

(職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、市長公室長がその職務を代理する。
- 3 委員に事故があるときは、当該委員の指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができるものとする。
- 5 急施を要し、委員会の会議を開くいとまがないときは、委員に回議してこれに代えることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員会で審議された事項は、公表しないものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部契約管財課で処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成18年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月20日訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年5月28日訓令第14号)

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第9号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月28日訓令第14号)

この訓令は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成20年8月29日訓令第19号)

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

附 則(平成20年11月17日訓令第21号)

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日訓令第6号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年10月1日訓令第4号)

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日訓令第3号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日訓令第5号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成 年 月 日訓令第 号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓令第5号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。